

資料2

実地指導における 指導事項の解説

短期入所

目次

- 1 実地指導における指導事項項目内訳（P3～4）
- 2 根拠法令等（P5）
- 3 実施指導における指導事項の解説（P6～17）
 - （1）事業者の一般原則（P7）
 - （2）人員基準（P8～11）
 - （3）設備基準 ※該当なし
 - （4）運営基準（P12～15）
 - （5）給付費の算定及び取扱い（P16～17）

※上記以外の指導事項は、生活介護（自立訓練）の資料を参照してください。

1 令和4年度 実地指導における指導事項項目内訳 (全障害福祉サービス)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
全障害福祉サービス (※336事業所のうち193事業所を実施)	(1) 事業者の一般原則			
	(2) 人員基準	7	14	21
	(3) 設備基準		3	3
	(4) 運営基準	367	367	734
	(5) 変更の届出等			
	(6) 給付費の算定及び取扱い	30	24	54
	(7) その他	1		1
障害福祉サービス 計		405	408	813

1 令和4年度 実地指導における指導事項項目内訳 (短期入所)

サービス区分	項目	文書指摘	口頭指摘	合計
・短期入所 (※14事業所のうち6事業所を実施)	(1) 事業者の一般原則			
	(2) 人員基準			
	(3) 設備基準			
	(4) 運営基準	8	5	13
	(5) 変更の届出等			
	(6) 給付費の算定及び取扱い			
	(7) その他			
障害福祉サービス 計		8	5	13

2 根拠法令等

法令等	本資料での表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)	法
福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年1月12日条例第8号)	条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号)	施行規則
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	解釈通知
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)	留意事項通知

3 実地指導における指導事項の解説

項 目

(1)事業者の一般原則

指導事項

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を従業者に対して実施していない。

解説及び 改善方法等

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対して定期的に研修を実施してください。
2. 研修の記録を作成し、参加者の意見・感想等も記録してください。また、欠席した従業者には、研修内容を必ず周知してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第3条

項 目

(2)人員基準（従業者の員数）

指導事項

1. 生活支援員等の員数が、事業所で配置が必要な数を満たしていない。

解説及び 改善方法等

1. 必要な人員は単独型、併設型、空床利用型ともに基本的な取り扱いは同じです。
2. 具体的な取り扱いはP9～11を参照してください。

根拠法令等 及び備考

・条例 第100条

併設型事業所

➤ 指定障害者支援施設

施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

➤ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所

① 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯

指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② 指定短期入所を提供する時間帯（①を除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

空床利用型事業所

➤ 指定障害者支援施設

施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

➤ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所

① 指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯

指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② 指定短期入所を提供する時間帯（①を除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

単独型事業所

➤ 指定生活介護事業所等

① 指定生活介護等のサービス提供時間帯

当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上。

② それ以外の時間帯

当該日の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

項目

(4)運営基準（利用者負担額等の受領）

指導事項

1. 利用者から利用者負担額（自己負担分）を徴収していない。

解説及び 改善方法等

1. サービスの提供を行った際には、利用からサービスに係る利用者負担額を徴収してください。
2. この他に事業者が受けることができるサービスの提供に要する費用は以下のとおりです。
 - ① 食事の提供に要する費用
 - ② 光熱水費
 - ③ 日用品費
 - ④ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。
3. 上記①～④を徴収する場合は、あらかじめ利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得てください。
4. 上記1,2を徴収した場合は、利用者に対して領収証を交付してください。なお、実地指導の際の確認事項ですので、領収証の控えを保管してください。

根拠法令等 及び備考

- ・条例 105条
- ・解釈通知 第6の4(3)

項 目

(4) 運営基準 (運営規程)

指導事項

2. 運営規程に定めが必要な事項を定めていない。

解説及び 改善方法等

1. 運営規程にはP14の重要事項を定めてください。
2. **重要事項説明書や契約書及び実態と不整合がないようにしてください。**

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第108条
- ・解釈通知 第6の4(6)

運営規程に定めが必要な事項

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. 利用定員
4. 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
5. サービスの利用に当たっての留意事項
6. 個人情報取扱いに関する事項
7. 緊急時等における対応方法
8. 非常災害対策
9. 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. その他運営に関する重要事項

項 目

(4)運営基準（定員の遵守）

指導事項

3. 定員を超えて利用者を受け入れている。

解説及び 改善方法等

1. 利用定員を超えてサービスの提供を行うことができるのは、以下の場合に限られます。
 - ① 災害の場合
 - ② 利用者が虐待を受けている場合
 - ③ 地域の社会資源の状況等から、新規の利用者を当該事業所で受け入れる必要がある場合等のやむを得ない事情がある場合
2. 定員超過減算の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れている場合、減算とはなりません
が運営基準違反です。
3. 併設型事業所及び空床利用型事業所における定員の取扱いは以下のとおりです。
 - ① 併設型事業所の場合・・・併設型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数
 - ② 空床利用型事業所の場合・・・指定障害者支援施設等の居室のベッド数

根拠法令等 及び備考

- ・条例 第109条
- ・解釈通知 第6の4(7)

項 目

(5)給付費の算定及び取扱い（定員超過利用減算）

指導事項

1. 1日当たりの利用者の数が定員の110%を超えている

解説及び 改善方法等

1. 以下のいずれかに該当する場合、定員超過利用減算が適用されます。
 - ① 定員50人以下
 - 1日当たりの利用者数が、定員の110%を超過している場合
 - ② 定員51人以上
 - 1日当たりの利用者数が、定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数を超過している場合
2. すべての利用者に対して、70/100単位の算定が適用されます。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第7の1注16
- ・留意事項通知 第2の1(7)

項 目

(5)給付費の算定及び取扱い（常勤看護職員等配置加算(1)）

指導事項

2. 看護職員を常勤換算方法で1以上配置していない。

解説及び 改善方法等

1. 算定要件を満たしていない場合は、自己点検の上、過誤調整してください。
従業者の新規雇用や退職がある場合は、特に注意してください。
2. 常勤換算方法で1以上の看護職員の配置が必要です。

根拠法令等 及び備考

- ・報酬告示 別表第7の2の2
- ・留意事項通知 第2の2(7)⑪